

令和3年9月定例会会議録

令和3年豊郷町議会9月定例会は、令和3年9月28日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

上下水道課長 森本智宏  
教育次長 馬場貞子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会議務局長 神辺 功  
書記 田中宏樹

5、提案された議案は次のとおり

- 議第47号 令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）  
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第48号 令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第49号 令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第50号 令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第51号 令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第52号 令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について  
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第53号 令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第54号 令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第55号 令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第56号 令和2年度豊郷町水道事業会計決算認定について  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第57号 令和2年度豊郷町下水道事業会計決算認定について  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第58号 令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）

議第59号 契約の締結につき議決を求めることについて

(歌詰橋橋梁補修・補強第2期工事)

委員会の閉会中の継続調査申し出について

(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)

(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)

(議会広報常任委員会)

河合議長 皆さん、おはようございます。

これより9月定例会を再開いたします。ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前9時30分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。

お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、今村恵美子君、1番、日比野雄二君を指名いたします。

日程第2、議第47号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）から日程第6、議第51号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤博一予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 はい、議長。

河合議長 西澤博一委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会の報告をいたします。議第47号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）について予算決算常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第47号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）について、去る9月13日、14日の2日間、委員11名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体の課を通して修繕料や消耗品の内訳などについて質疑がされ

ました。

また、主だった質疑事項を委員会での審議順に申し上げますと、医療保険課では豊郷病院小児科医師確保対策支援金の増額の背景や、予防費での時間外手当、管理職員特別勤務手当、看護師謝金が大きく増額することから、勤務の状況について。

保健福祉課では、障がい児入所給付費等事業負担金が増額となった内容や高齢者住宅小規模改造助成事業補助金の交付状況について。

総務課では、普通交付税の今後の見込みと算定増額の要因について、ふるさと応援寄附基金繰入れが2,000万円減額になった理由について、財産管理費で鑑定委託を行う対象物とその鑑定期限について、防犯灯設置事業費補助の設置基準について、災害対策費で進めるヨウ素剤の準備状況などについて。

住民生活課では、処分費収入金の増額の内訳や粗大ごみ収集に当たっての現状と課題、住民啓発の取組状況などについて。

産業振興課では、町観光協会補助金450万円で取り組む事業内容などについて。

地域整備課では、土木費分担金の地元分担金の内訳や道路橋梁費の工事請負費で予定している工事箇所の確認、測量設計委託で取り組む具体的な内容についてなど。

人権政策課では、公営住宅管理費での物置撤去設置工事の対象箇所とその内容、他の住宅への対応はどうか、予算の積算根拠と今年度当初に実施した工事との比較についてなど。また、公営住宅・改良住宅の修繕マニュアルの整備状況、住宅老朽化の点検把握状況や、三ツ池教育集会所施設費の工事予定箇所などについて。

教育委員会では、小中学校トイレに生理用品を備え付ける取り組み内容や、中学校の部活動大会出場等委託料の内容、図書館費の財源内訳の変更についてなどが質疑されました。

質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

なお、公営住宅管理費の工事請負費について、予算の積算根拠が希薄で十分な説明とはならなかったことは委員会としても指摘するところですが、町長より「公営住宅管理費の工事請負費については、執行を止め、再度見積りを取り直していく」との発言があり、その意向については、採決の前に再度町長に確認したところであります。

また、賛成討論においても、公金支出の在り方についてちゃんとしていただ

きたいという言葉があったことも踏まえ、行政として説明責任を果たせるよう、今後の取り組みを進めていただくよう申し添えて、予算決算常任委員会報告といたします。

以上です。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、日比野文教民生常任委員会委員長。

日比野文教民生

常任委員長 はい、議長。

河合議長 日比野議員。

日比野文教民生

常任委員長 補正予算について、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議におきまして当委員会に付託されました議第48号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第49号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、去る9月9日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第48号の審議では、歳入では、保険給付費等交付金の特別交付金で県繰入金が減額になった理由と債務負担行為補正の事業内容について。前年度繰越金が1,500万円となった背景について。国保世帯における若年世帯層の増減の状況や保険給付費等返還金の捉え方について。歳出では、特定健康診査等事業費の報償費と委託料の減額理由について。運用基金積立金の状況を踏まえて国保税引下げの検討がされたか、また、保険給付費等交付金償還金のシステムなどについて質疑がありました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議49号の審議では、介護給付費準備基金利子の利率や、繰越金が2,678万円生じていることを受けてコロナ禍での介護抑制が進んだところがあるかどうか、居宅介護でのサービス利用の状況はどうか、単身高齢者や高齢者のみの世帯への町の支援状況についてなど。また、介護給付費準備基金の活用についてなどの質疑がありました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業建設  
常任委員長

議長。

河合議長

村岸委員長。

村岸総務産業建設  
常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第50号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)、議第51号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)について、去る9月16日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第50号の審議では、水道会計予算における減価償却費の捉え方はどうか、機械等を取得した場合の取得税はどうかなどの質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

議第51号の審議では、滞納者に対する取り組み状況や、時間外手当が増額になっていることから業務の内容と改善に向けた取り組み状況についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上で総務産業建設常任委員会報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第47号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第47号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第47号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員

(起立、全員)

河合議長

全員起立であります。よって、議第47号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

これより議第48号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第48号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第48号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第49号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第49号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第49号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第50号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第50号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第50号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第51号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。



次に、議第51号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第51号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議第52号令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、議第57号令和2年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤博一予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 はい、議長。

河合議長 西澤委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 議第52号令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議におきまして当委員会に付託されました議第52号令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月13日、14日の2日間、委員11名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体の課を通して時間外勤務の状況や負担金補助金での各取り組みの実績と傾向などについて質疑がされました。

また、主だった質疑事項を委員会での審議順に申し上げますと、医療保険課では特定不妊治療費等助成などの各取り組みの啓発状況はどうか。予防費での各種接種の実施状況についてなど。

保健福祉課では、生きがいデイサービスと隣保館デイサービスの料金の考え方や、ひとり親世帯への支援の状況について。医療的ケア児通学保護者支援事業での対象家庭への関わりの状況について。ふれあいプラザの利活用状況について。移動支援事業委託の事業者数と利用料請求審査の状況について。補聴器購入費助成事業の利用拡大に向けた検討状況についてなど。

税務課では、固定資産税が増額になった背景についてや、収入未済となった未納者の状況把握と滞納解消に向けた取り組みの状況について。滞納処分につ

いての町の考え方と処分の実績、火災があった家屋に対する対処についてなど。

総務課では、地方消費税交付金が前年度より増額になった理由や地方交付税の算定内訳について。弁償金の調定額が全額収入未済額になっていることについて。臨時財政対策債の繰上げ返済の状況について。交通指導員の活動状況と報償費の増額検討の有無について。財政調整基金・減債基金の積立額に対する考え方についてなど。

企画振興課では、地縁団体や自治振興交付金の内容について。広報発行に当たっての内容点検・確認の進め方について。各種補助金の活用周知の状況について。総合戦略策定委員会での協議状況についてなど。

住民生活課では、個人番号カード交付事業の状況や、結婚新生活支援事業費補助金の周知について。し尿処理の現状と使用料の考え方についてなど。

産業振興課では、自転車貸付けの利用状況と活用向上に向けた検討の状況について。小口簡易資金預託金の状況と運用について。農地の用途変更の状況について。機構集積の取り組みと圃場維持に向けた考え方について。いきがい協働センターの利用状況と今後の運営展望について。コロナ禍における町内事業所の現状と町独自の支援実績などについて。

地域整備課では、交通安全対策特別交付金の算定方法や、公共施設等適正管理推進事業費で取り組む工事実施箇所の確認や河川愛護補助金の交付先と財源内訳、事業依頼の有無についてなど。

人権政策課では、隣保館デイサービスの実績と利用拡大に向けた課題について。公営住宅・改良住宅の多額の未収入金に対する今後の町の進め方について。新築資金等滞納者の生活実態や未返済理由の把握状況、行政としてのけじめの考え方や人権対策費の弁護士費用での内容、公営住宅の管理費等集金の状況などについて。

幼稚園では、教育・保育支援員の費用内訳と活動状況について。愛里保育園では、時間外手当が前年に比べて大きく増加している状況などについて。

教育委員会では、幼稚園の給食費無償化についての考えや学童保育の料金と今後の取り組みについて。学童保育指導員の報酬について。学力到達度診断の捉え方と委託状況について。図書購入による子どもたちの読書の状況について。日栄小学校グラウンドの除草対応の状況と安全性について。町史編さんでデジタル化された資料の公開と資料の収集、龍ヶ池の文化財的取扱いについて。豊栄のさと施設費の各委託事業の状況についてや豊栄のさと駐車場の利用状況と多目的活用の考え方について。少年少女スポーツ活動支援助成金の活用状況についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、日比野文教民生常任委員会委員長。

日比野文教民生

常任委員長 議長。

河合議長 日比野委員長。

日比野文教民生

常任委員長 それでは、決算認定について、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議におきまして当委員会に付託されました議第53号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第54号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第55号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月9日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

まず、議第53号の審議では、税務課では、短期保険証の件数と差押えの件数について。資格証明書発行者を悪質滞納者と位置づける根拠について。滞納者の生活実態把握の状況と今後の対応見直しについて。不能欠損額の最高額と最低額、全体の件数について。一般被保険者保険税還付金の件数と内容について。

医療保険課では、普通交付金と特別交付金の算定状況について。財産運用収入の利子及び配当金の利率について。一般被保険者第三者納付金の件数について。国保運営協議会の審議内容について。療養給付費における疾病の状況と傾向について。高額療養費限度額の状況について。出産育児一時金や葬祭費の実績について。傷病手当金が全額不用額となっていることについて。人間ドック・脳ドックの実績などについて質疑がされました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

議第54号の審議では、歳入では、第1号被保険者保険料の普通徴収の人数と支払い困難とする人たちの現状把握の状況について。国庫補助金の調整交付金の率はどうか。介護保険災害等臨時特例補助金の概要について。地域支援事業における2年度の取り組みと問題点および改善点と今後の方向性について。低所得者保険料軽減繰入金の対象となった各段階の人数と低所得階層高齢者へ

の支援状況についてなど。

歳出では、認定更新の審査を行う時期の判断について。認定調査員の人数と取り組み実績について。地域密着型介護サービス給付費でのケース件数とサービス内容・実績について。認知症対応の啓発状況について。特定入所者介護サービスの利用人数や総合相談支援事業権利擁護事業の2年度の実績と包括支援センターの関わりについて。認知症初期集中支援事業委託料と認知症カフェ事業委託料の実績について。介護予防生活支援サービス事業の2年度実績についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論、賛成討論ともに申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

続いて、議第55号の審議では、特別徴収・普通徴収それぞれの徴収人数と、令和2年度に亡くなられた後期高齢者人数などについての質疑がありました。

質疑終了後、反対討論、賛成討論ともに申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業建設

常任委員長

議長。

河合議長

村岸委員長。

村岸総務産業建設

常任委員長

決算認定について、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議におきまして当委員会に付託されました議第56号令和2年度豊郷町水道事業会計決算認定について、議第57号令和2年度豊郷町下水道事業会計決算認定について、去る9月16日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第56号の審議では、雑収益のその他雑収益の内容や、経営戦略策定として計画的な施設更新資金の確保と専門的な知識や技術をどのように職員に担保していくのかについて。アセットマネジメントとストックマネジメントを継続実践した効率運営の進め方について。日常的会計の取扱いとそのチェック機能について。過年度漏水還付の内容について。建設仮勘定で上がっている工事前払い金の取扱いについて。配水総量と官公署用の各水量が前年比で減少している理由についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することと

決しました。

議第57号の審議では、下水道BCP計画の策定について。過年度損益修正損として過年度漏水還付が計上されていることについて。受益者負担金の算定方法について。企業債の償還状況についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することと決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第52号の討論を行います。討論ありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村さん。

今村議員 はい、10番。

それでは、議第52号令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

まず、この予算編成時に予算修正案を提出いたしました。修正案の趣旨は、役場庁舎に見られる箱物土木に予算の多くを使うのではなく、小さな町、豊郷町の身の丈に合った行財政運営をすべきと提案いたしました。

そして、今回のこの決算を見ますと、コロナ禍の中、町民の命と暮らしをどう守るのか、町政課題のこういった取り組みは薄く、やはり役場庁舎改築や歌詰橋耐震工事などの箱物土工事優先の予算執行となっています。

今だからこそ、町民各層に豊郷町で安心して暮らせる、住み続けたいと言える医療、福祉、暮らし、教育応援の町政を実現すべきです。

以上を指摘いたしまして、この令和2年度一般会計歳入歳出決算認定には反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第52号令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを採

決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第52号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第52号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第53号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村さん。

今村議員 はい、10番。

議第53号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

コロナ禍の中、国保世帯の多くが営業や暮らしが脅かされ、生活困窮が見られます。

しかし、この会計決算では、決算剰余金と基金の合計は約7,000万円あり、これは本来取り過ぎた保険料、豊郷町は国民健康保険税ですが、なので、国保加入者に返すべきものです。

また、全国の自治体の中には納税能力のない子どもたちへの均等割の減免を実施しているところもあり、本町でも提案していますが、豊郷町では独自軽減策は取っていません。まず高過ぎる国保税の引下げと町独自の国保税また窓口負担金の軽減策の取り組みをすべきと思います。

以上の理由を述べ、本決算には反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第53号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の賛成討論を行います。

国民保険制度の改正により県が財政主体を担うこととなってから3年であるが、令和2年度決算において、これまでと同様に安定的な国保事業の運営がなされております。

国民健康保険税についても、今後の保険料の統一化を視野に入れ、令和2年度税率は据え置かれており、一定被保険者に配慮されたものとなっております。

また、高額な医療費に対する患者負担の軽減等が適正に執行され、また、今後保険料率の統一に向け活用すべき国民健康保険運用基準も確保されていることから、賛成といたします。

今後、現有の国民健康保険運用基金の有効な活用をお願いし、議第53号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する賛成討論といたします。

河合議長 ほかに討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第53号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第53号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第53号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第54号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村さん。

今村議員 はい、10番。

議第54号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

第7期介護保険料標準月額6,480円で、本町では65歳以上の本人非課税者が6割強の町で高過ぎる保険料であり、必要なとき安心して介護サービスが受けられない実態です。

さらに、本決算の決算剰余金や基金の合計は約5,200万円あり、コロナ禍でサービス抑制があったにせよ、取り過ぎた保険料と言えます。

従来から、全国の自治体の中では一般会計からの繰入れ等も活用し、高過ぎる保険料や利用料の引下げを実施している。本町でもぜひ実施をと求めてまいりましたが、いまだに実施されていません。

以上を指摘し、豊郷町で、老後安心して介護サービスが受けられる実態ではないと判断し、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第54号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の賛成討論を行います。

まず、介護保険制度の仕組みは給付に異なりますが、おおむね市町村12.5%、都道府県12.5%、国25%の公費と第1号被保険者、第2号被保険者の保険料により成り立っております。

豊郷町の介護保険事業特別会計において在宅医療、在宅介護の充実、また保険料の低所得者軽減、長期で高額な介護サービスの利用者負担の軽減などが令和2年度決算におおむね反映されているので、賛成といたします。

加えて、今後高齢化が進み、社会保障の財源が必要となり、介護保険料も高くなると考えられます。行政としてより一層の努力をお願いし、議第54号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する賛成討論といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第54号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第54号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第54号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第55号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村さん。

今村議員 はい、10番。

議第55号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

この会計は、政府がつくった75歳以上の高齢者に差別医療を実施する世界



でも類を見ない長生きに対して罰則を科すような医療制度で、廃止すべきものです。

また、近年、保険料や窓口負担も上がり、75歳以上の高齢者の医療難民が増えてきています。これは憲法25条生存権保障や憲法13条国民の幸福追求権に反する制度であるので、本認定については反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第55号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第55号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第55号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第56号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第56号令和2年度豊郷町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第56号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。議第56号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第57号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第57号令和2年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第57号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第57号は委員長の報告のとおり認定され

ました。

日程第13、議第58号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長**

はい、議長。

**河合議長**

町長。

**伊藤町長**

初めに、ただいまは令和2年度決算ならびに令和3年度補正予算の一般会計、各特別会計、各事業会計と全議案可決、認定、承認賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、本日最終日に令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）及び契約の締結につき議決を求めることについての2件を追加させていただきましたので、ただいまから提案説明をさせていただきます。

それでは、議第58号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,281万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を53億7,072万2,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金771万1,000円、繰入金1,510万7,000円を追加し、次に、歳出では、民生費205万7,000円、商工費1,500万円、消防費110万7,000円、教育費465万4,000円を追加するものであります。

この後、担当課長から補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

**総務課長**

議長。

**河合議長**

山田総務課長。

**総務課長**

それでは、私から令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

歳入では、5ページ、款1国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金771万1,000円については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,510万7,000円につきましては、不足分を充当しております。

歳出につきましては、6ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉費総務費、節11役務費71万8,000円と款10教育費、項1教育総務費、

目3 教育振興費、節1 1 役務費 3 3 6 万 6,0 0 0 円については、園学校で新型コロナウイルスの感染者が出た場合の濃厚接触者などに漏れた児童などへのPCR検査料です。

款7 商工費、項1 商工費、目1 商工振興費 1,5 0 0 万については、事業継続支援金でございます。

款9 消防費、項1 消防費、目3 災害対策費 1 1 0 万 7,0 0 0 円については、避難所へのテレビ、非接触型体温計の置き型の購入でございます。

以上、説明を終わります。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第58号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）につきまして質疑をさせていただきます。

まず、歳出の部の6ページ、児童福祉総務費の中で、需用費は子どもたちにマスクを町として準備してくださるということをお聞きしました。以前ね、小さい子どもたちにはなかなかぴたり合うマスクが提供してもらえないかと言ったときに、難しいとかご家庭に委ねていますという返事だったことからするととても前進しているなと思うんですけども、不織布マスクがやっぱり感染防止のためにはいいということで、この決断に至ったそうなんですけれども、これも、このマスクというのは1枚どのくらいにつくんでしょうか。

そして、補正ですから、今後もコロナが、感染が収まらない限りこのような計上は続いていくのかというのを教えてください。

それから、11番、役務費です。

PCR検査、今までは本当に保健所が濃厚接触者というのを限定していただいて、なかなか検査が広がらなかったということからしますと、町がこのように取り組んでくださるということは、とても前進していると思います。

このPCR検査費というのは、町独自施策ということで取り組んでおられると思います。一般財源として出ていますから。国が、文部科学省と厚生労働省が、8月31日にこういう検査を拡大しなさいという通達を出しておられるんですけれども、これは、いずれは国もお金を出してくださって町の持ち出しがなくなる可能性があるのかどうかを教えてください。

そして、これもPCR検査はいろんなやり方がありまして、金額の方もピンからキリらしいんです。これはどのような方法で、1人当たりいくらぐらいを見込んでおられるのかというのを教えてください。

これは、今は児童福祉費で聞きましたけれども、下の教育費の中にも通じますので、教えてください。

そして、今日、全員協議会の中で子どもたちの感染が広がっているという報告を聞きました。どの時点からこのような対象となるのかを教えてください。

以上です。

**教育次長** 議長。

**河合議長** 馬場貞子教育次長。

**教育次長** それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、不織布マスクの単価ということであったと思うんですけども、サイズが保育園児から中学生までというサイズもいろいろございますので、子ども用のマスクといたしましては一箱520円、50枚入りですけども、となっております。

3種類一応予定をしております、次に、小学校の例えば高学年とか中学生の方とかでいきますと、546円となっております。中学生でも大人用という方につきましては、500円を単価としております。

これは、今現在緊急事態宣言下ということでございますので児童生徒に不織布マスクをつける方が飛沫感染予防になるということを厚生労働省会議の尾身会長等もおっしゃってましたので、今回このようなことをさせていただいた次第でございます。

それから、PCR検査につきましては、方法といたしましては唾液を採取する方法でございます。単価につきましては、今現在予算上は1万4,500円というのを見ております。

いつから対応するかということなんですけれども、感染者が出て、その後、濃厚接触者については保健所の方で検査してくださることになっております。その濃厚接触者から外れたというか、保健所があなたは濃厚接触者ではないですよと認定された方でやっぱり不安だというような方がおられましたら、この予算を執行していきたいと思っております。

以上です。

**河合議長** 高橋さん、再質疑ありますか。

**高橋議員** はい。

**河合議長** 高橋さん。

**高橋議員** それでは、再質疑をさせていただきます。

今は町独自の施策ですけども、国とか県なりは同様の事業をやったりやらなきゃいけないという決断をしたら、何か交付金とかそういう形で下りてくる

可能性があるのかどうかを教えていただきましたかったんです。よろしくお願ひします。

そして、今日も2人、発生しているということを知りました。そうすると、その子たちは、今のところはきっとクラスとか全体とかそういうことにはなり得ないと思うんですね。でも、これがもし予算が通ったら、即クラス全体とかね、そういうふうに調べるようになっていくのかどうか。とにかく検査対象を、今は学校が検査対象者のリストを作成して、そして希望者を募ってでしょうね。そして、保健所が契約する検査会社に行政検査を依頼するという方向にかじを切っているみたいなんです。文部科学省と厚生労働省の方針が、先ほども言いましたように、8月31日に通達として出ていると思うんですけども、まだご存じいただけていないような感じですけども、そうなると、本当に心配だよという対象者はどのように絞っていかれるのかというのを。

例えば、1つのクラスで出たら、希望をもちろん取りますがけれどもクラス全体というイメージで思っていたらいいのかどうかを教えてください。

彦根の教育長は、議会の答弁で、これまでは保健所の見解で濃厚接触者を特定して検査を受けるという方針から最近では学級全員を検査対象とする形で検査を広く行うようになってきているなどという答弁をなさっているみたいなんです。その辺で、本当に、もちろん強制ではないから希望者は募るものの、感染者が出たクラスはほんまに思い切ってクラス全体をというふうにお考えなのかなということをお思いますので、教えてください。よろしくお願ひします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

PCR検査の件で交付金が下りてくるかということにつきましては、財源をどのように充当するか、今回このことについて交付金というのは特に下りてくるということは、今現在国の方からも聞いておりません。

あと、検査のこと、彦根市の教育長のこととかもおっしゃってくださったんですけども、それは抗原キットを配付するというような新聞報道のことかと思うんですけども、それでしたら、国の方が言っている抗原簡易キットを配付するというようなことにつきましては、あくまでも教職員等が対象となっておりまして、子どもも使用ができるのは、限られた、すぐに迎えに来られないような子どもというふうになっております。そのことではなければ、ちょっと資料の方を確認させてもらわないと分からないので、申し訳ございません。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、再々質疑をさせていただきます。

やはり早くに感染しているかどうかを調べて、早くに医療につないでいくということが子どもたちの命を救うことになりますので、今の時点ではどのような希望の取り方をするのかというのがしっかり伝わってこないんですけども、例えばクラス全体に呼びかけて検査を行うと、そのように思っていていいんでしょうか。お願いします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

希望の取り方ということだったと思うんですけども、あくまでも保健所の指示に従って検査はさせていただきます。その中で、保健所が濃厚接触者ではないというふうに判断された方について希望があればということでもありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村さん。

今村議員 この歳出のところで、今、園とそれから学校の中での感染児童生徒に対してのPCR検査の拡大の話だったんですが、もう国の段階でもこのPCR検査の社会的検査をいかに増やすか、特にクラスターが受けやすい集団で集まっている場所、学校は当然ですし、施設やいろんなところでクラスターが起きていますので、そういうことを含めて町もやっと足が出たのかなという感じはするんですが、この唾液検査キットはどこで調達するんですか。PCR検査は、今唾液検査の方が検査結果が瞬時に分かっていくという感じで、子どもたちにも負担をかけないとか高齢者の皆さんも受けやすいとか、そんなんで普及してきているんですが、どこにその検査キットを依頼してこの検査をしてもらうのか。

で、その対象はまだ確定していないとおっしゃっていましたが、この新型コロナ対策の地方創生臨時交付金の中身には、コロナ対策のいろんな対策に対して、各独自の自治体でやっている対策にそういうのも対象になっているんですね。社会的検査の拡大と書かれているんです、ちゃんと。学校園でも。だから、今回は一般財源で先に裏打ちしておられますが、当然そこもちゃんと調べて、そういう国にこの交付金の申請もするとして、今日の全協の説明では家庭内感染が多いと。子どもたちは無症状か軽度やから重症には至らないと言われ

でも、家庭内で感染して学校に来て、またほかの子が感染して、家庭に帰ればそこにおられる家庭の親御さんやおじいちゃん、おばあちゃんにも感染するわけですから、やはりそういったことを未然に防ぐためのこれを町の予算としてはどんどん増やしていただきたいと思います。

それと、この工事請負費で学童保育のW i - F i 設置工事。これ、町内2か所学童保育があるんですが、今全国的なのを見ていると、オンライン、リモート授業で、自宅でやる子もいるけど学校施設を借りたいとか一部公共施設の中に集めてやるとか、いろんなケースがありますよね。ここに、学童保育のW i - F i を設置してどういうふうなときにこれを活用しようと。ここでもリモート授業の、家で家族がいらっやらない各家庭のお子さんとかそういう人たちを集めてやろうと思っているのか、この中身の構想をちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと、7番商工費の款7の商工振興費で、今回事業継続支援金が1,500万というのが新規事業として上がっておりますが、これは中身はどういうものか、概要を説明してください。

款9の消防費でも備品購入費が110万7,000円上がっておりますが、これについても概要を説明してください。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

このPCR検査をどこから取り入れるかということなんですけど、専門の業者でございます。

また、W i - F i の工事につきましては、今後休校になった際に子どもたちがタブレットを持ち帰るようになると思われれます。そのときに学童利用者の方も学童のランチルームでそのタブレットを持ってきて学習ができるようにという環境を整えるための工事でございます。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質問にお答えいたします。

7商工費、1商工費、1商工振興費の事業内容についてですが、今回、滋賀県の方で実施しております滋賀県事業継続支援金に町独自として一律10万円を上乗せし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける町内の中小企業及び個人事業主に対し支援を行うものです。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 款9 消防費の目3 災害対策費の概要についてですが、広域避難場所にテレビを5台、非接触型の体温測定器を、置き型、スマートフォン型のやつなんですけども、それを7台予定しております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 この商工振興費の事業継続支援金のことなんですけど、町が県の事業に一律10万円を上乗せするというのは、まずはそれで関係業者の皆さんにとってはすごくありがたいことなんやけど、この対象の枠ですよ。どういう基準なんですか。県の基準はあんまりよくなかったんやけど、豊郷は何か基準、緩和して、対象業者は何件ぐらいとか、ここには予算としては1,500万上がっていますけれども、対象基準をちょっと、町の中身をちょっと説明してください。お願いします。

人数、対象はどのぐらいあるというのを。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

予算の算定につきましては、昨年実施いたしました新しい生活様式確立支援事業の交付実績が100件ありました。その件数を参考にして、今回のこの支援金は事業形態を問わず幅広く事業者を支援の対象となったことを鑑みて、プラス50件の対象者を見込んで10万円掛ける150件で1,500万円を計上させていただいております。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木委員。

鈴木議員 1点は、先ほどのPCR検査の件ですが、具体的にちょっとイメージとしたいのでお伺いしますが、A小学校のBクラスでコロナが発生したと。そのクラスの1人は感染者と濃厚接触者が3人だとすると、あと残りの36人が外れる



と。その希望者というのはクラスなのか。例えば、うちの孫の県外の学校でも発生しているんですけど、その希望者というのはクラスなのか学校なのかね。いや、その辺、きちっとしとかないと。先ほどの回答では少しその辺がどうなのかと。

例えばBクラスなんだけど、その学校に、学年でもいいんですけど、子ども接触ありますからね、じゃ、私も受けてみたいという人はおられるかもしれないじゃないですか。具体的に。だから、そういう検討も要るんじゃないかということはどうなのかということをお願いしたいのと、それから、商工振興費の事業継続支援金ですが、ここの説明は事業継続支援金となっているんですが、正式な事業名というのは滋賀県事業継続支援金ですよ。じゃないですか。今、課長から説明がありましたけど、これ、県の制度に上乘せをするということなので、説明は事業継続支援金なんですけど、正式な名称は滋賀県事業継続支援金じゃないのですか。これ、1点お伺いをします。

それから、対象者は、この滋賀県事業継続支援金の要項を見ますと、売上げが50%以上減少した前年の、例えば今だったら9月ですから、9月と比較してどこかの月で50%以上減少をした事業者が対象だとなっていましたし、中小事業者が、これが県の継続支援金は20万。それから、個人が10万という制度になっていますよね。先ほど上乘せされるとおっしゃったんですが、どちらにどれだけ上乘せするんですというのを。

それから、対象者ですが、この滋賀県の事業継続支援金の要項を見ますと、中小業者というのはここまでだと。個人事業者はここまでだという、要項で示されていますよね。県の継続支援金でそう示されとる要項で見て、町内には何事業者がおられるんですか。

それから、その中で、1,500万ですから、これで、例えば、私が試算しましたが、全部20万としてこれで75件分ですよ。1,500万。75件分。75業者と言えいいのかな。なんですけど、その積算基礎。1,500万と積算したら、予算つり上げされたわけですから、積算根拠があると思いますから、積算根拠を教えてください。

それと、県の、これが事業継続支援金だとしますと、先ほどそういう説明でしたので、予算が決定されてから申請が始まるんだろうと思うんですが、この県の事業継続支援金を見ますと、もう既に第1期の申請が始まっているんですよ。予算、まだ通っていないんですが。第1期の支援が8月の4日から9月の30日までが第1期申請、第2期の申請が9月の29日から10月の29日となっていますから、予算が成立した後の申請になると思いますので、当町の

申請はこの第2期申請になるんですね。回答をお願いいたします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

検査の対象範囲ということでしたけれども、校医と相談をして決めさせていただきますと思います。

産業振興課長 はい。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、事業名についてですけれども、事業継続支援金という名前で、滋賀県は滋賀県事業継続支援金となっておりますので、今回豊郷町で行いますので、事業名としては豊郷町事業継続支援金とさせていただきます。

あと、事業対象がどちらにどれだけ、県は中小企業20万円で個人事業主に10万円ですけれども、豊郷町としては中小企業、また個人事業主に対して一律10万円の支援をしたいと思っております。

また、対象者につきましては、この滋賀県の事業継続支援金の対象となった方がまずその対象者で、対象になった方がこの上乘せとして申請をされるということになります。

また、積算根拠についてですけれども、先ほど申し上げたように、昨年実施させていただきました新しい生活様式の確立支援事業を行ったんですけれども、このときの交付実績が100件ございました。その件数を参考にして、今回この支援金の方が事業形態を問わず幅広く事業者を支援するという対象となったことからプラス50件を対象者と見込み、10万円の掛ける150件で1,500万を予算計上させていただいております。

また、この事業の対象、受付とかが、こちら、おっしゃったように県の方は8月4日から始まっているんですけれども、8月4日から始まって、この事業対象になった方が豊郷町でも事業対象になるということですので、特に1期、2期、3期、今回県で行われるんですけれども、この1期、2期、3期が対象になった方が対象となります。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 事業対象者ですけど、町独自の事業とおっしゃるんですが、その前提は県の

事業継続資金の対象者になった方に上積みをするということですよ。ですから、実際はこの県の継続支援の、例えば売上げ50%以上が減少した人とか、これはそのまま、この方でないと対象にならないんでしょう。だとすると。それは少し違うんじゃないかな。

私、聞いたのは、県の事業継続支援金で、その前にこれが豊郷町事業継続支援金なんだと質問したらおっしゃいましたので、であるなら、きちっとやっぱり事業名は変えてほしいと思います。独自の政策だったらね。この事業継続支援金みたいなのは、たくさん出てくるんですよ。何ぼでも今出てきます。これ、何の事業継続支援金か分からない。やっぱりきちっと分かるように書いていただきたい。これはお願いをしておきたい。豊郷町継続支援金だとおっしゃいましたのでね。

その対象者ですわ。県の支援金では、これは売上げ50%以上が減少したものと。第2期では、それが緩和されていますよね、課長。ご存じですよ。

だから、これ、第1期で申請するよりも第2期は30%減少でも対象になると書いてある。だから、私、わざわざ申し上げたんです。第2期で申請をする方が条件緩和がされているんですよ。第1期までは50%減少でないと駄目なんだけど、第2期は30%でええとなっているんですよ。なっていますよね、課長ね。

いや、昨日、私、これ、継続支援金ね、首かしげた、今回。だから、何を言いたいかといいますと、町の業者にとということであれば、これを第2期で申請される方が、これ、県の支援の対象になりやすいんですよ。その県の支援の対象になった方に町で上積みするわけですから。そうでしょう。そういう丁寧な指導をするべきではないかということをお願いを最後に申し上げてきました。いかがですか。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

まず、先ほどおっしゃった第2期から30%に緩和されるということなんですけども、第1期は4、5、6のこの月が50%減少のある方が対象で、第2期からは、例えば7、8の月を合計して合わせたときと比べて30%以上が減少した方が対象となります。これで、今回先ほど申し上げたように、1期、2期、3期とも、どの期でも該当になった方は、うち、豊郷町で事業対象となるということですので、別に2期からやらはったさかいに別に得するとかほんなんじゃないなくて、この県の事業の1、2、3、どれに該当しても対象になるとい

うことですので、ご理解いただきたいと思います。

河合議長 鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 じゃ、町の方でこの県の事業継続支援金第1期申請された方の掌握はされているんですか。掌握されていれば何業者あるのか。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質疑にお答えいたします。

今現在では、まだこの数は掌握していないんですけども、この事業に対しまして滋賀県がこういう上乘せする市町村に対して情報提供をすると、してもいいという同意を得られていますので、今回、事業対象になった方も対象となりますので、今後この情報を提供していただいて、対象になる方も支援の申請をしていただくようしていこうというふうに考えております。

河合議長 だから、本町にはないのかあるのか聞いてはるんや。本町にあったんかないかまで聞いてはらへん。なかったらないと言うたらええねん。

本町にあったんかと聞いとんのやろ。だから、本町になかったら、あのまま県だけのこと言うてるだけでしょう。本町に申請何件かあったんですかと聞いとんねんから。

産業振興課長 ちょっと今、その把握はしていないんですけども、もちろんあったと思っています。

河合議長 思うって、おまえ、担当課ちゃうんかい。

ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第58号の討論を行います。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第58号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第58号は原案どおり可決されました。

日程第14、議第59号契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第59号についてご説明申し上げます。

令和3年度工事第10号歌詰橋橋梁補修・補強第2期工事の入札を、令和3年8月19日、条件付一般競争入札により執行したところ、所在地滋賀県甲賀市水口町山3858番地の281、名称鳥羽建設株式会社、代表取締役中川正和と、請負契約金額1億2,272万7,000円、税込みで仮契約を締結いたしました。つきましては、契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円以上の工事であることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第59号契約の締結につき議決を求めることについてを質疑させていただきます。

まず、この議案は、一度上程間際に取り下げられた件です。その理由というのが第1期の工事で相当な増額が見込まれる、その関わっている業者だということ取り下げられた経緯がありますけども、その第1期の工事のやり方とかどこに原因があったのかという説明会は1回全協でありましたけれども、その後ありません。まだ説明がしっかりもらえていない状況であるということと、今日の全協でもお聞きしました。同じ設計者、同じ施工管理者がこれに関わっていきますので、また想定外の状態が起きたということで工事内容が変わったり増額が言われてしまうこともあり得る、そんな状況じゃないかと思うんです。

そして3点目が、この工事は結局のところ、第2期という名前になっていますけれども、本来ならば第1期で全部終わるべきところがこの第2期が追加されているということです。何をどのように触ろうとなさっているのか、工事内容を、せめて設計図なりね、ここがこういう内容に変わる工事内容ですというのが添付されて、私たち議員も判断材料として持ち得ていたら判断材料になるんですけども、そういう提示もありません。そういう点で、本当に不透明な中で、そして町民に本当にこれでは説明つきませんので、しっかりとこの議案の内容等を説明してください。

それから、この入札の経緯を見ましたら、第1期工事は4者が入札に参加して、そして2者しか応札しなかったという経緯です。今回は8者に呼びかけておられるんですけども、相変わらず、手は挙げながら応札に参加していないという業者等あります。入札行為が本当にしっかりとやれているのかなということも疑問に感じますので、教えてください。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

第1期工事で説明が不足しているのではないかというお話でしたけれども、前回の全員協議会で1回ご説明をさせて、その後まだできていないという話ですけれども、今、資料等を整理しておる状態でございます。また皆さん方にご説明できる機会を設けて、させていただく予定をしております。

第2期工事につきましての業者が同じで増額になるのではないかというようにご指摘ございました。今の段階では、河川の工事ということで、実際のところ川の中や護岸に何が埋もれているかというのは現段階では判断ができない状態でありますので、増額がないとは今の段階では言えないと思っております。

続きまして、第2期工事の工事内容についての詳しい説明がないとのお話ですけれども、工法につきましては第1期工事と同じ耐震補強、同じ補修の方をしていく予定をしております。中身につきましては、愛荘町側の橋脚と同じように既存の橋脚の周囲に直径1メートル、長さ10.5メートルのくいを4本打ち込んで、橋脚をコンクリートと巻き立て、橋脚を耐震補強していくのがメインになっていっているところであります。

以上です。

企画振興課長 はい。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをします。

入札行為が正当であったのかということですが、今回につきましても正当に執行させていただいております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

もう資料提出の準備中である、第1期の工事の、私たち議員がそれではまか

りならぬという感じのことを町及び担当課に今ボールを投げているところですが、そのボールがまだ返ってきていません。それは、資料を準備中とおっしゃいました。それなら、こういうことはちゃんと分かった時点でこういう動きをするのが普通ではないかと思うんですけども、それについて教えてください。後から説明されてもね、これがまた同じようなことになったら、本当にもうどうしようもないと思いますので、お願いします。

そして、入札行為については、担当課はそういうしか仕方がないのかなと思いますけれども、現象として、4者に声をかけて、そして辞退者がまた1者出て、結局札を入れたのは3者という感じで、本当に取る気があったのかなとか、また、第1期工事のときには8者も手を挙げて参加してこられたのに。

**伊藤町長** 条件付競争入札やで。指名とはちやいますねんで。

**高橋議員** それにしても、手を挙げる業者が少ないというのがおかしいなと思われませんかと思います。

そして、先ほど想定外があり得るのかということについては、今のところ判断できないということは、もう本当にあり得ることは大かなと思いますので、その辺のちゃんと説明等ができる、もうあり得ませんとか、そういう返事さえあれば、この枠もそうなのかなと思うんですけども、そこら辺をもう少し詳しく教えてください。

工事内容は1期工事と同じという説明でしたけれども、つまり、あの規模の橋脚が豊郷側にもできるということなんですよ。そしたら、今でも川が狭くなって水流がとんでもない急な流れになってしまうんじゃないかとか、深くなってしまわないじゃないかとか、危惧されていますよね。そういうこともちゃんと考えた上でこの補強工事の発注になっているのかどうかを教えてください。いろんな本当にもう心配事が重なっていますので、よろしくお願いします。

**地域整備課長** 議長。

**河合議長** 岡村地域整備課長。

**地域整備課長** 高橋議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、第1期工事の説明ができてなく、全て終わっていないのに第2期工事ということなんですけれども、一応第2期工事と第1期工事は別の工事というふうに思っております。

また、増額の方につきましては、先ほど申し上げたとおり、今のところ、実際に工事が始まってみないと分からない面が多々ございますので、工事内容等に変更があった場合は経過や金額についても今回の二の舞にならないようにしっかりと協議して、議員の皆様には早めにお知らせしたいなというふうに思っ

ております。

また、工法につきましての心配事につきましては、歌詰橋の耐震補強工事につきましては、河川管理者と協議を行って、宇曾川の治水計画流量、50年の確率の通水断面を確保した工法で許可をいただいております。そのように、このような工法でやっていきなさいというふうに設計をしておりますので、この工法で工事の方は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

企画振興課長

はい、議長。

河合議長

清水企画振興課長。

企画振興課長

それでは、高橋議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

まず、高橋議員がおっしゃった4者に声をかけてうんぬんのくだりですけれども、町長申し上げましたとおり、条件付一般競争入札というもので行っております。指名はしておりません。工事の条件等を告示しまして、これで工事に、入札に参加したい方は手を挙げてくださいという形で広く募集をしたところ、結果的に4者やったというようなことですので、4者にしか声をかけていないというのは違いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、それで条件に適合しました4者が仕様書等から積算をされ、その結果、1者がたまたま辞退やったというようなことでしたので、3者で入札を行ったということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長

高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員

はい、議長。

河合議長

高橋さん。

高橋議員

それでは、再々質疑をさせていただきます。

別の工事なんですという説明でした。けれども、設計をされたのはカンコーさんで、そして施工管理もやっていくのも同じ滋賀県建築技術センターでしたか、そういうところですので、それでは変更届とかそういうのは今までこの業者たちは逐一ちゃんと町に提出していて、何も落ち度なくやっていますということなんでしょうか。そういうことが分からないと、本当に心配です。

それから、県ですか、何かお墨つきをもらっているようなことをおっしゃいましたけれども、それはどこからどんなふうにそういう許可をいただいているんでしょうか。もう一度教えてください。

入札についてなんですけれども、第1期工事のときに辞退した業者がまた今度の8者のときに参加していた有限会社リーグスセイワというところは、今



回4者しか参加しなかった中で、また今回も辞退なさっています。ということは、こういう辞退、辞退が続くということは、単純に考えて取る気がないのに参加していらっしゃるのかなと思ったりするんですけれども、この辞退が続く業者に対してペナルティーは考えないのかということをお聞きしましたけれども、そこら辺は担当課としてどのように判断なさっているのでしょうか。

そして、重ねて言いますけれども、想定外があり得ることが十分想定できるような答弁ですので、この工事というのは、多分いろんな背景が分かった上で進めようということにはなりませんか。よろしくをお願いします。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再々質疑にお答えをいたします。

設計業者及び施工管理者が同じで進めていくというお話ですけれども、第1期工事のときは、その都度どうしていけばいいかというふうな相談をしながら、補強工事につきましても構造上最ももつ工法で考えていただいております。

また、内容の変更については、逐次皆様方には資料でお示ししていけたらと思っております。

また、河川管理者の協議というのは、県の土木事務所の河川の管理者と協議をしており、この工法についてどうかということをお協議して許可をいただいております。工事につきましては、もしくは変更増額があった場合は、先ほども申し上げましたけれども、何が変更になったか、金額についても、今回につきましては早めに教えていただきまして、議員の皆様にはお知らせしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員の再々質疑にお答えをいたします。

確かにリーグスセイワさんにつきましては、前回第1期のときと今回と両方辞退をされております。

ただ、本町におきましては、入札に際しまして予定価格を事前に公表しております。あくまでも推測になりますけれども、会社の方で工事の仕様書に従って積算をされて、予定価格内に収まる見込みがない場合とかは辞退されることも考えられるのかなというふうに思っております。

そうやってやる気のある会社が手を挙げていただくことの方が皆さんおっしゃる適正な競争が働くのではないかと、町の方としては考えておりますので、

ペナルティーの方も考えておりません。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

村岸議員 1つだけ。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、議第59号についてお尋ねします。

初日の日までに全協のときにはこの締結が取り下げられたという経緯やって、その理由が全協の方でもいろいろと説明を受けましたが、今回、これまた最終日にこの同じやつがもう一遍出てきたと。その理由はなぜか。全協で説明された理由が解決したのか。それ以外の何か理由があって、また出てきたのか。それだけ説明をお願いします。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、質疑にお答えいたします。

何で今出てきたかということは、この前の公益財団法人滋賀県の技術センターの説明では、1回の説明ではあかん、まだ2回でもひょっとしたらあかんということになりますと、このままずっと仮契約のまま長く放置できませんので、表現は悪いですが、議会に判断していただくため、諸般の状況を勘案し、今回提出したものです。どうぞよろしくをお願いします。

河合議長 村岸議員、再質疑ありますか。

村岸議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、今の町長の説明は非常に私は問題があると思いましたが、3点お聞きいたします。

今回のこの契約締結案件の入札は、先ほど企画振興課長の方からありましたように、条件付一般競争入札で行われておりますが、前回の令和元年度の入札の同じ補修、耐震補強工事の入札も含めて、応札率、先ほど課長おっしゃったように、予定価格は事前に公告でもう公表しているんですね。公告で公表しているけど、落札率は9割以上、早く言えば高落札で競争がないと。

条件付ですから、何十者か対象には県下の中でのなるんですが、1回目、2回目と応札業者が減って、現実的には数者で入札をしておりますが、これは当初最低制限価格とかそういうのは設定してあったんでしょうか。入札前に。

それと、この入札調書を見ますと、令和元年度のやつは、要は令和2年3月31日、5か月間であそこの歌詰橋の耐震補強工事をします、その期間で請け負ってくださいねという入札でした。今回の入札結果を見ますと、今回これがもし契約が議会の承認が取れて工事が始まったとして、令和4年12月23日、1年2か月、倍以上の期間をかけて、本来でしたら、最初の工事では全部をやる予定だったんですよね。それを設計ミスで設計変更が繰り返されて、最終前回の工事の工事期間は今年9月30日までやということに変更したと。これは全協のときに町の方から説明がありましたが、その半分の工事がなぜ1年以上かかるんですか。そういうことの根拠が、それだけの工期をつくらなきゃいけない根拠、今日の全協の中では、さらにまた設計変更も考えているというお話がありましたが、この設計変更による工事額の変動というのはすさまじいですよね。当初の予定では設計施工、総工費一応3億4,500万ぐらいの予定で工事は始まっているんですよ。ところが、この前の全協の説明で倍ほどかかると。6億以上になるんじゃないかと。滋賀県建設技術センターの工事費積算の結果はそうですみたいな言い方をされましたが、その話を聞いて、さらにこの工事を進めて、また今度も設計変更、工事額増額もあり得ますみたいな話を議会に何の事前の説明もなく契約だけを進めようというのは、先ほど町長の判断では、仮計画のままではどこかでけりをつけなきゃいけないと。でも、先ほどの全協では、議会が契約議案を否決しても町には損害金、違約金は発生しませんと。どういうふう今回の契約をしようとしているのか。それが分かりません。

それと、3点目ですけど、この事業というのは国の地方創生国土強靱化交付金事業、ここにうちの町は乗ったんです。国土交通省にその補助金申請もしなきゃいけません。例年この地方創生交付金というのは毎年度の国の予算に応じて配分をするという形の、強靱化予算なんかはそういう国がどんだけ予算で決定したかの中でも配分が変わってくるという話ですが、もうこの事業は後手後手に回って、まだ先に契約したところの精算金額も出ていない。そういった中で、今回新たにまた契約を再度やる。それって、国にはそういう補助金に関しても適正化に関する法律ってありますよね。そういう、補助金適化法にも、私は非常にこれは問題点、指摘されるんじゃないかなと。補助金イコール起債の面でもいろんな問題出てきますよね。そういったことはどうやって町はこれを町民に損害を与えないでこの工事完了を目指しているのか。その3点について、ちょっと町の答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えをいたします。

第1期工事につきましては、元々の契約の日数が5か月やったのではないかという話ですけれども、補助金の関係上、繰越しをして行う予定をしております。第2期工事につきましては、工事できる期間につきましては、非出水期しか工事はできませんので、2年間をまたぐということで2年間の工期を持っております。

国の補助金についてですけれども、第2期工事は第2期工事で補助資金の申請をしております。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず1点目、最低制限価格につきまして設定はしております。

それから、仮契約の関係なんですけれども、仮契約といいますのはあくまでも予約という段階になっております。しかしながら、仮契約を締結した以上、これを議会に上程してその議決を受けるべき義務が町には発生します。その結果として、議会が仮契約を否決しても町にも議会にも何ら法的責任を生じないというようなふうに自治体契約ゼミナールであったり財政の実務提要であったり、本を調べて確認をしております。

また、そうであるものの、議会の判断を受けることなく町の判断だけで仮契約を議会に上程しない場合は仮契約を締結した町の義務違反になりまして、これにより当該事業者から損害を被ったという訴えがなされた場合は損害賠償請求も認められる場合もあるということで、まずは議会の皆さんにご判断をいただくということで上げさせていただいているものです。

以上です。

今村議員 応落札の判断はどう。要らないの。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 地域整備課長の方に対しましては、1期、2期とこういう形でやっていって何の資料もないみたいなおっしゃり方だったんですけど、それは非常に、これがあなたのポケットマネーでやっている仕事だったら、そら、あなたの判断でいいですよ。そやけど、やっぱりこれは公費、国民、町民の公費、税金ですよ。

そういう工事をやるのにこのやり方で、国、県も承認しているからそれでいいんですよみたいなのは、やっぱり町民にとっては納得いく答弁ではないと思うんです。

先ほど申し上げましたが、前回、本来はもうそこで終わっていかなあかん工事が倍ほど膨れ上がって、そしてまた残りの分を今期はもう一遍入札にかけて工事仕切り直し、やり直し。そういう中で、橋梁部分の基礎部分が大きくなって、いろんな今も問題が生じています。

そういうことを分かりながら、同じ工事をやります。非常に防災面からいったら、これ、問題があるんじゃないですか。そういう設計、同じ設計で大丈夫、やりますって。変更しなきゃいけなかったら変更すると。ちょっと私は無責任な判断だなと思います。

この問題は、当初歌詰橋に、あそこに橋梁を耐震補強して、橋自体も広げて、歩道橋やそれから自転車道も造ろうかという話だったので、ああ、そうなると交通の便もよくなるし危険性も減るなどと思っていましたけれども、変更が重なって、結局はただ耐震補強工事だけなんですよね。それも当初予算からいけば倍以上になるんですよね。でも、その最初の工事の工事精算は終わっていない。何かそういう中途半端なときに、またこの同じ工事の見積りを出して、企画課長の方からは、そういうのはそういう行政実例とかそういう要綱やいろんなところから見て普通にできますと話しているけど、そら、できると思いますよ。できると思うけど、その損害は全部町民にかかってくるんですよ。

そういったことを、最低制限価格も設定しているといっても、こんだけ高止まりして高落札で9割以上で、せっかく今回は郵便入札も導入してくれて、それでみんな郵便入札で送ってきましたとおっしゃっていましたがね。だから、そういうのがほんまに有効に活用されていない。そのことで、その問題点はどう思いますかと聞きましたけど、それはお答えにならない。何かね、すごくね、議会に対して非常に説明も不親切ですし、この工事が実態として、本来、今、しゃにむにもうやらなきゃいけない工事案件なのか。私、やっぱりこんなに後手後手で工事額が膨らんできたというのが、町民の皆さん全体が納得のいく説明がないままに見切り発車でこんなまた工事入札を議会に提案する。仮契約した限りは判断を示さなあかんから、5,000万以上の工事は議決が必要だから議会に提案しているって、システムはそうですけど、でもそういう説明で議会の判断を仰ぎたいと言われても、議会としては納得のいくこの経過の説明がないままに判断で、なかなか難しいですよ。どう。

町長にお聞きしたいけど、この1億5,000万追加請求されている分は、一

体どうしようと思っているんですか。率直に言うてください。

伊藤町長 はい。

河合議長 町長。

伊藤町長 1億5,000万。一応きちっと積算したのを提示していただいて、そしてどこに瑕疵があるのか、技術センターにあるのか。

そしてまたこの工事を昭和42年ですか、5年かけてやった、県があれ、橋を架け替えておりますし、そういう状況の中で設計図がない。それに対しての瑕疵はないのか。いろんな角度から検討もしてまいりたいなど。

そしてまず、やはり社会資本の1億5,000万の裏打ちをしっかりとまず手当てをしていかんならん。そういう思いもしております。

今後、議員の皆さん方にまた技術センターの方からしっかりと説明もしてくれると思いますし、それによっていろいろと関係の方に陳情に上がったり、対応をしてまいりたいと。

しっかりと工事は出来上がっている状況の中で、その中での最初の積算をしなければならなかったのが、積算がもう完了間際になった。それでオーバーしていったのが町の方に報告ができていなかったのは、これはそういう事実でございますので、しっかりと対応してまいりたいと思います。

それと、今回の件は、これは仮契約のままほっておけない。そしてまた、第1期の工事の、皆さん方にしっかりと説明が出るのはいつになる、やっぱりそのままスルーしておけないということで、先ほど企画課長が申しましたように、議会に提出する時期が、これを逸しますと、また臨時会というで大分遅れてきます。と、その仮契約期間が長くなってきます。そうしますと、おのずといろいろな問題が出てくるという形の中で、今回議会の皆さん方の方に提案させていただく。これ、もう義務としてさせていただいたと。そういう思いやということだけちょっとご理解いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど9割以上の高落札率とおっしゃいましたけれども、今回の工事につきましては、88.3%ですので、9割は超えておりません。

また、今ほど町長が申し上げましたとおり、先ほども少し申し上げましたが、今回この入札につきましては、入札の告示そのものが7月の9日に行っております。7月の段階では今問題になっております1期工事の増額の件等も町として知り得なかった状態で、2期を行っていくという方針の下、入札を行いました。

て、8月の19日に入札自体は執行しております。それ以降に今の1期の話が出てきたので、こういう流れになっておるものでございまして、8月19日に入札を行い、24日でしたか、仮契約を結んだ以上、これを放置することは町に対して責任が生じてくるものでございますので、今回議会に上げさせていただいたというようなことでございます。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 はい、あります。

河合議長 今村さん。

今村議員 この工事の契約の問題ですけれども、当初議会開催のときは取り下げましたよね、町としてはね。開催前に。議案としては取り下げられたんですけれども、今議会最終でまた再上程をされているんですが、この問題というのは、契約議案というのは工事費が多かったら議決が必要ですから当然議会を開催しなきゃいけないんですが、議会にかけなくてはいけないんですが、議会として、私、一議員として、非常にまだ納得はいいっていません。そういう中で、見切り発車で、この工事を契約したいと。工事は進めたいという発想で出しているのか、今回の定例じゃなくても、終わってからでも関係者のもう一度説明会を議会、全協で開いていただいて、それからでも臨時議会の招集で契約の問題については必要があれば町が提案されてもいいと思うんですけどね。何かすごくその辺の流れが不自然で、何でこういう形をしているのかなというのが理解できないんですね。

その辺で、担当課の方はこの工事を最初計画したときに、これ、5か月ぐらいでできる、割に簡単な工事やと思っていたんかどうかわかりませんが、その期間で一応全工程は全部終わろうとしていたわけじゃないですか。今回は1年をまたまたぐわけですよ。また問題的な設計変更も当然あり得るみたいなことをおっしゃいましたよね。そんな工事を何かめくら眼的に議会に提案してくるというのは、やっぱり議会に対する執行部としての問題があるんじゃないかと、私、感じるんですけれども。

あそこの滋賀県建設技術センターの資料、1枚こっぴりでしたでしょう。ここに関係しているのは、町は当然ですが、これは先ほどおっしゃった社会資本の交付金が目的で補助金申請もするから県も関わっている。その技術センターも関わって、それで請け負っている設計業者と工事業者也関わっています。そういった中身が突如そういう1億5,000万のさらなる支払い引上げだとい

うことだけでは、私は議員として納得がいかないんですけれども、こういった面で、町としては今後この議会对応の結果次第で、可決と否決の二通りがありますが、もし否決された場合はどういう対応をされるんでしょうか。この問題に関しての、あと対応はどう考えておられるのか。それを最後に聞かせてください。

伊藤町長 はい。

河合議長 町長。

伊藤町長 否決されたら、契約解除になります。第1期工事の進展、どういうふうにやっていくか。またしっかりと技術センターなり、また県の方からも説明していただいて、ご理解をいただいて、そしてまた愛荘町と協力しながら各方面での努力をしてまいりたい。このように思っています。よろしくお願いします。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第59号の討論を行います。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議第59号契約の締結につき議決を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立なし、全員)

河合議長 全員起立なしであります。よって、議第59号は否決されました。

日程第15、委員会の閉会中の継続調査の申出について。議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道施設の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉、保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修等について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 異議なし。





会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和3年9月28日

豊郷町議会議長

議 員

議 員